

カボタージュについて

- 自国海運業・自国船員の維持、国内安定輸送の確保等の観点から、自国内の物資又は旅客の輸送は原則として自国籍船に限ることが国際的な慣行となっており、主要海運国において維持されている制度。我が国においては船舶法3条に規定されている。

(船舶法(明治三十二年法律第四十六号))

第三条 日本船舶ニ非サレハ不開港場ニ寄港シ又ハ日本各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スコトヲ得ス但法律若クハ条約ニ別段ノ定アルトキ、海難若クハ捕獲ヲ避ケントスルトキ又ハ国土交通大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

- 船舶法第3条のいう国土交通大臣の特許の審査基準は以下のとおり。

(特許の審査基準)

- 当該沿岸輸送が、我が国における安定輸送の確保等の観点から支障を生ずるものではないこと。
- 日本の海上運送事業者による物品又は旅客の輸送に支障を生ずるものではないこと。

- 具体的には、以下のいずれかのものには特許により沿岸輸送を認めることとしている。

○外航輸送の一部と考えられるもの(※)であって、本邦事業者が運航する外国籍船で輸送するもの

○外航輸送の一部と考えられるもの(※)であって、二国間の通商航海条約による相互主義に基づくもの

○空コンテナの輸送等の商業活動と見なさないもの

(※)通し船荷証券を具有する貨物を海外からの/海外への輸送の一部として沿岸輸送を行うものであって、当該沿岸輸送に係る追加的な料金の徴収を行わないもの